

## 申込方法

### ① 申込期間

2020年3月1日～2020年5月31日

### ② 提出書類

#### 申込時…

- 奨学金貸与申請書\*
  - 履歴書(写真貼付)\*
  - 誓約書(連帯保証人2名、印鑑証明が必要)\*
  - 健康診断書(在学する学校発行のものでも可)
  - 養成機関の在学証明書・合格通知の写し等
- ※…ホームページよりダウンロードできます

#### 貸与内定後…

- 印鑑登録
- 奨学金振込先金融機関届

### 申込・問合せ先

新潟県厚生農業協同組合連合会(JA新潟厚生連)  
本部 人事部 人事課

〒951-8116  
新潟市中央区東中通一番町86番地109  
TEL.025-230-2664  
FAX.025-228-0990  
E-mail : jinji@niigata-kouseiren.jp



みなさまの健康と心の支えに

新潟厚生連

新潟県厚生農業協同組合連合会(JA新潟厚生連)

〒951-8116 新潟市中央区東中通一番町86番地109  
TEL.025-230-2664 FAX.025-228-0990

本会HP : <http://www.niigata-kouseiren.jp/>

看護職採用HP : <https://niigata-kouseiren-nurse.recruitment-info.jp/>



本会HP



看護職採用HP

新潟厚生連

# 看護師

をめざす

学生のみなさんへ

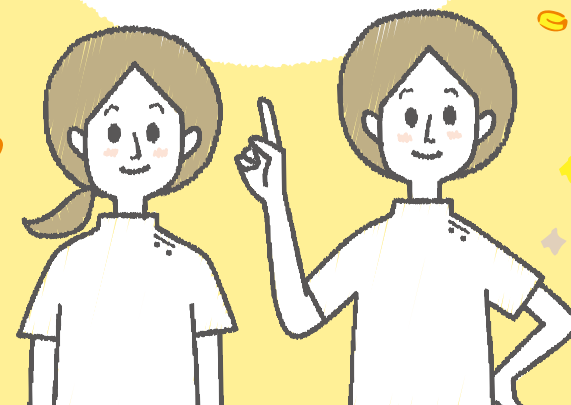
## 奨学金制度

のごあんない

奨学金  
月額 **5** 万円<sup>貸与</sup>

本会病院を一定年数勤務すると  
**資金の返還が免除**

されます。



新潟県厚生農業協同組合連合会(JA新潟厚生連)

JA新潟厚生連では、  
看護師をめざす学生の方へ、

在学中に必要な費用の一部を貸し付ける

奨学金制度を設けております。

卒業・資格取得後、直ちに

**本会病院の看護師(職員)として**

**一定期間以上勤務した場合、返還が免除**されます。

(勤務期間、免除額等は右記を参照)

ぜひ本会の「奨学金制度」を利用して

看護師をめざしませんか？

## 対象者

2020年4月1日以降、看護師養成機関(看護大学・看護専門学校)に在学中の学生

※2020年4月1日現在32歳未満の者

※通信制は除きます。

## 貸与金額

月額5万円(20名以内)

原則として貸与者上限を20名とし、審査のうえ貸与者を決定します。申込者多数の場合は選考させていただきます。

## 貸与期間

学校等の学則に定める基本修学年数の範囲内

既に在学中である場合は、2020年4月1日以降の学則に定める基本修学年数の範囲内で貸与を行います。

## 返還免除

卒業後(資格取得後)直ちに、新潟県厚生連の**指定する病院に就職し、一定期間以上継続勤務した場合、返還が免除**(免除割合は下記による)されます。

| 貸与年数、貸与総額 |       |         | 返済免除期間   |
|-----------|-------|---------|----------|
| 4年間       | 月額5万円 | 総額240万円 | 6年間の継続勤務 |
| 3年間       | 月額5万円 | 総額180万円 | 5年間の継続勤務 |
| 2年間       | 月額5万円 | 総額120万円 | 3年間の継続勤務 |
| 1年間       | 月額5万円 | 総額60万円  | 3年間の継続勤務 |

[例] 3年間総額180万円の貸与を受けた場合

3年間貸与 毎月50,000円(総額180万円)

卒業後(資格取得後)直ちに就職し、3年間勤務で108万円免除

3年間の免除後引き続いて2年間勤務で72万円免除

## 5年間勤務で総額免除

※奨学金貸与年数により、免除期間が変わります。詳しくはお問合ください。

返還免除が決定されるまでの勤務期間内に、傷病欠勤、育児休業等による不就労日数の合計が暦日で延べ30日以上あった場合には下記のとおり返還免除日を延伸します。

| 不就労日数の合計      | 延伸期間            |
|---------------|-----------------|
| 30日以上 60日まで   | 2ヵ月             |
| 61日以上 90日まで   | 3ヵ月             |
| 91日以上 120日まで  | 4ヵ月             |
| 121日以上 180日まで | 6ヵ月             |
| 181日以上 270日まで | 9ヵ月             |
| 271日以上 360日まで | 1ヵ年             |
| 361日以上        | 不就労日数(暦日)×1.5日分 |

下記項目に該当する場合、奨学金の貸与停止及び事実発生日の属する月の翌月以内に返還をしなければなりません。

- 1.貸与を辞退したとき
- 2.卒業又は退学したとき
- 3.卒業後、直ちに本会経営の病院に勤務しなかったとき
- 4.返還免除期間を経過せずに退職、又は職員身分を失ったとき
- 5.在学中に疾病その他正当な理由なく留年したとき
- 6.大学を規定修学年数で卒業後、直ちに資格を取得できなかった者が、翌年も資格を取得できなかったとき
- 7.奨学金貸与の資格を剥奪されたとき

## 勤務対象病院

糸魚川総合病院(糸魚川市)

けいなん総合病院(妙高市)

上越総合病院(上越市)

柏崎総合医療センター(柏崎市)

小千谷総合病院(小千谷市)

長岡中央総合病院(長岡市)

三条総合病院(三条市)

新潟医療センター(新潟市)

豊栄病院(新潟市)

あがの市民病院(阿賀野市・指定管理者制度)

村上総合病院(村上市)

瀬波病院(村上市)

佐渡総合病院(佐渡市)

真野みずほ病院(佐渡市)

初任地配置の病院については、  
配置希望病院の中から  
本会が指定する病院となります。

ただし、一定期間勤務後、  
希望する病院への異動が  
可能です。

